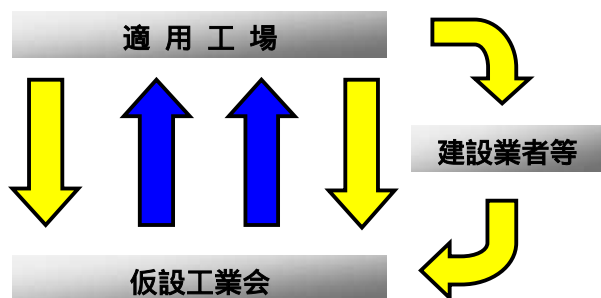


# 【適用工場整備済表示制度のあらまし】

## 1 制度の流れ



適用工場整備済表示申請書提出  
適用工場押印承認書交付（スタンプ印同梱）  
整備済表示伝票等により機材出荷  
更新又は随時立入調査（指導、警告、取消）  
各種情報（苦情、反応等）  
表示中止報告書提出（スタンプ印返却）

## 2 表示

- (1) 適用工場から整備済品を出荷するときに、出荷伝票等の表示に適切な書面（以下「出荷伝票」という。）に、経年管理基準に基づき整備済であることを判別できる所定の表示を行います。
- (2) 表示は、スタンプ印（表面記載）を押印します。ただし、押印が多数のときは出荷伝票等にスタンプ印と同様様式を印刷して使用します。

## 3 適用工場の責務

適用工場は、仮設機材とともに経年仮設機材管理基準に適合した整備済品であることを公証する制度であることに留意し、誠実に整備し、慎重に押印等を行います。

## 4 承認基準等

- (1) 適用工場として3年間の実績があること。
- (2) 更新の調査において是正事項がないこと。ただし、整備の品質に影響しない軽微な事項は除きます。
- (3) 過去3年間に於いて、整備不良を原因とする事故又は労働災害を発生させていないこと。
- (4) 経年仮設機材管理基準に基づく整備を実施していない粗悪品の出荷伝票等に表示する行為が認められたときは、警告し、表示の承認を取り消し、又は、適用工場の認定を取り消されます。

## 社団法人 仮設工業会

本部事務局 〒108 - 0014 東京都港区芝 5-26-20 建築会館 6階

TEL 03 - 3455 - 0448 FAX 03 - 3455 - 0527

東京試験所 〒359 - 0021 埼玉県所沢市東所沢 4-8-3

TEL 04 - 2946 - 0445 FAX 04 - 2945 - 7452

大阪試験所 〒567 - 0053 大阪府茨木市豊原町 4-41

TEL 072 - 641 - 5910 FAX 072 - 641 - 5920

URL: <http://www.kasetu.or.jp>

# 適用工場整備済表示制度

【平成21年4月より、適正に経年管理された仮設機材の出荷伝票等に所定の表示ができることとなりました。】

**適用工場整備済表示制度**とは、『適用工場において、適正に管理された仮設機材である旨を適用工場の責任において表示する』ことにより、経年管理水準の一層の向上を目的としているものであり、該当する適用工場からの申請に基づいて、社団法人仮設工業会が承認した適用工場において、出荷伝票等にスタンプ印又は印刷により下図の表示を行うものです。



例



注  
「**仮**」は適用工場の指定番号を表す。  
実際の寸法は45mm×30mmとなります。

## 【経年仮設機材管理基準適用工場制度について】

経年仮設機材に関する安全性を確保するため、「経年仮設機材管理基準適用工場規程」に基づく社内管理規程等に基づき、機材の整備・修理等を適正に管理する機材センターを認定するものです。適用工場には以下の2つの種類があります。

**登録工場：建設会社等の管理する機材センター**

**指定工場：リース・レンタル会社及び修理会社の管理する機材センター**

(計416工場 平成21年1月末日 現在)



~ 安全を見える形に ~  
社団法人 仮設工業会